

整理合理化計画



フォローアップ

(国際協力機構：JICA)

平成20年4月10日

外務省 国際協力局

整理合理化計画のポイント:独法が構すべき措置(1)

整理合理化計画

I. 前文 (略)

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置 (次頁)

III. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき断片的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

- ① 独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることのできる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう本年度中に措置する。
- ② 各法人が予定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割(0.7兆円)を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。
- ③ 各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。
- ④ 随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。
- ⑤ 各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト上に公表し、フォローアップを実施する。
- ⑥ 総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。

(2) 保有資産の見直し

- ① 各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献をする。このため、所要の条件整備を行う。
- ② 各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。
- ③ 各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。
- ④ 保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。

(3) 官民競争入札等の積極的な適用

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。

(4) 給与水準の適正化等

- ① 独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等については、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。
 - ア 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。
 - イ 主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。
 - ウ 主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。
 - エ 主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。
 - オ 各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。
 - ② 各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等とその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。
 - ③ 給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

(1) 業務遂行体制の在り方

- ア 各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であったり、当該役員に引き続き職務を行わせることが適当でないとき認めるときは解任事由となり得ることを見直しする。
- イ 各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監事等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。
- ウ 独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。
- エ 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。
- オ 各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。
- カ 独立行政法人の長の任命について、内閣の一元化を強化するとともに、監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元化を図ることを速やかに実施する。

(2) 関連法人等との人・資金の流れの在り方

- ア 国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制(長の1/2、役員の1/2)は達成されたところであるが、引き続き、その在り方を検証する。
- イ また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、いわゆる官製詰合問題などの問題が露呈したことから、その在り方を検証する。
- ウ 独立行政法人の長等の役員については、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。
- エ 各独立行政法人は、独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施する。総務省は、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。
- オ 各独立行政法人は、関連法人への再就職については不適正な契約の発生等がある場合には、その責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。
- カ 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監事による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。

(3) 管理会計の活用及び情報開示の在り方

- ア 各独立行政法人は、管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。
- イ 各独立行政法人は、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。
- ウ 総務省は、事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形で情報開示を行うため、標準的な様式を定める。

(4) 監事監査等の在り方

- ア 主務大臣は、監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要があるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。
- イ 監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について内閣の一元化を図る。
- ウ 各独立行政法人の監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックする。また、このために必要な監査体制を適切に整備する。
- エ 各独立行政法人の監事は、相互間の情報交換・連携を強化する。オ 評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。
- カ 監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。

(5) 外部監査の在り方

- ア 会計監事らは、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況及び内部統制の状況について、独立行政法人の財務諸表等について行う監査の中で厳格にチェックする。
- イ 主務大臣は、会計監事らの独立性の確保のため、選任の透明性を

(6) 事後評価の在り方

- ア 主務大臣は、中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全貌にわたり可能な限り細網かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容を明確化及び具体化する。また、中期目標の達成状況等に応じて、当期又は次期の中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。
- イ 評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。
- ウ 評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。
- エ 評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。
- オ 各独立行政法人は、評価結果を役員員の給与・退職金等の水準、そのマネジメント体制等に反映させる。
- カ 現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに、各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成20年のできるだけ早期に結論を得る。

(7) 情報開示の在り方

- ア 独立行政法人に関する情報開示については、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底する。
- イ 国民の情報へのアクセスの円滑化のため、例えば、財務諸表上のデータについて一覧性ある形で情報開示するほか、独立行政法人のウェブサイトにおける情報へのアクセスを容易化する。
- ウ 独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティスを公表する。

(2) 国から独立行政法人への財政支出

国から独立行政法人への財政支出は、3.5兆円(平成19年度当初予算ベース)であるが、事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることを目指す。

整理合理化計画のポイント:独法が構すべき措置(2)

横断的な指摘事項

JICAに関する個別の指摘事項

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

- (1) 随意契約の見直し →P.3
- (2) 保有資産の見直し
- (3) 官民競争入札等の積極的な適用
- (4) 給与水準の適正化等 →P.3

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

- (1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備 →P.4
 - ① 業務遂行体制の在り方
 - ② 関連法人等との人・資金の流れの在り方
 - ③ 管理会計の活用及び情報開示の在り方
 - ④ 監事監査等の在り方 →P.5
 - ⑤ 外部監査の在り方
 - ⑥ 事後評価の在り方
 - ⑦ 情報開示の在り方
- (2) 国から独立行政法人への財政支出

事務及び事業の見直し

- 【海外移住に対する援助、指導等業務】
- 海外移住資料館の管理・運営業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置付けに留意し、そのために必要な業務遂行能力を勘案しつつ、民間競争入札を平成21年度から実施する。 →P.6
- 【国民等の協力活動の促進及び助長業務】
- 国際協力人材センターの業務について、平成20年度に実施する企画競争入札による民間委託の状況も踏まえ、平成21年度から民間競争入札を実施する。 →P.6

組織の見直し

- 【支部・事業所等】
- 東京国際センター八王子別館については、平成19年度中に処分についての結論を出す。 →P.7
- 海外の19事務所について、平成20年10月の国際協力銀行の一部との統合に際して一本化して効率的な運営体制を実現する。 →P.8
- ポリビア国農業総合試験場・パラグアイ国農業総合試験場について、平成22年3月に相手国側に譲渡する計画に沿って着実に調整を進める。 →P.7
- 広尾センター、箱根研修所の立地や保有形態の在り方について、事業の目的、資産の有効活用に向けた取組、利用状況、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。 →P.9

効率化・自律化

- 【業務運営体制の整備】
- 国際協力銀行の一部との統合を機に、業務面の一体化、組織面の一体化、人事・給与制度の一本化を進めつつ、組織・業務の効率化を図る。 →P.10
- 【自己収入の増加】
- 他機関が招へいした研修員の受入れなど、国内機関の宿泊施設の有効利用を促進し、自己収入の増加を図る。 →P.10
- 【保有資産の見直し】
- 平成23年度末までに、保養所を売却する。 →P.10
- 平成23年度末までに、職員住宅の一部を処分する。 →P.10

これまでの取組：横断的な指摘事項(1)：効率化

随意契約の見直し

- 平成20年1月、随意契約の下限見直し等、国と同一の基準に会計規程を改正済。
 - 平成19年12月の「随意契約見直し計画」に基づき、遅くとも平成23年度までに一般競争入札等に移行。 ※見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもののみ
 - 役職員に対し、適正な手続きの執行について徹底。
 - 平成20年2月、契約済案件の一覧をHPに公表。
- 20年度予算への反映： △2億円 (23年度までの一般競争入札移行分の内20年度実施予定分)

給与水準の適正化等

- 人件費総額：平成18年度から5年間で5%削減に着実に取り組む。
★平成18年度実績は、17年度比1.1%、1.45億円の削減を達成。
 - 国家公務員と比較した給与水準(ラスパイレス指数)：平成17年度(127.9[地域・学歴勘案112.4])を22年度に124.1(地域・学歴勘案108.1)に引き下げ。
⇒さらに、平成23年度までに平成17年度比5ポイント以上引下げ。
- 20年度予算への反映： 17年度比△3.5億円 (人件費)

これまでの取組：横断的な指摘事項(2)：自律化①

業務遂行体制の在り方

- **人事評価**： 中期計画・年度計画の達成状況及び業務実績を踏まえ、各職員の人事評価(年2回の評価面接)を実施。評価結果は給与及び賞与に反映。
- **内部統制**： 平成20年3月、コンプライアンスセミナーを実施。法令遵守につき再度徹底。
- **業務・マネジメントに関する国民の意見募集**： 新広報室において検討中。

関連法人等との人・資金の流れの在り方

- **関連法人への再就職・取引等の情報開示**： 平成20年4月10日からHP上で公開。
- 役職員に対し、関連法人への再就職に関連した不適正な契約の発生等の防止について再度周知徹底。

管理会計の活用及び情報開示の在り方

- 予算配賦部署ごとに、事業別の管理及び地域別の管理について周知徹底。
- 平成19年度決算(20年6月公表予定)において、財務部がセグメント情報の開示作業中。

これまでの取組：横断的な指摘事項(2)：自律化②

監事監査等の在り方

- 常勤監事2名を配置。他独法の監事との情報・意見交換を実施。

外部監査の在り方

- 独立行政法人通則法(改正作業中)に基づき、監査を強化予定。

事後評価の在り方

- 中期計画等の達成状況及び業務実績を踏まえ、人事評価結果を給与・賞与に反映。
- 「平成20年度部署別年間業務計画」の策定に際して、評価結果・指摘事項が適切に業務運営に反映されるよう指示。

情報開示の在り方

- 情報へのアクセスの円滑化：HPのわかりやすさ、構成を工夫。
 - ★途上国で活動する人々を写真や映像つきで紹介。
 - ★タイムリーな情報提供。
- 例：20年5月のアフリカ開発会議(TICAD)に向け、アフリカに関わる有識者、タレント、漫画家等のインタビューを掲載。



これまでの取組：事業及び事務の見直し

●市場化テストの導入：平成21年度から民間競争入札を実施

①海外移住資料館の管理・運営業務

●特命随意契約→競争入札に移行



＜業務の内容＞

移住者・日系人に関して；
資料収集・調査
展示の企画・運営
教育・啓発用コンテンツの開発
講演会等の企画・運営
来館者対応、各種統計処理など



②国際協力人材センターの業務

●企画競争(平成20年度委託分)→競争入札に移行



＜業務の内容＞

HPを通じた人材募集や研修・セミナー情報の提供及び人材登録
国際協力を志す人からのキャリア形成に関する相談業務など



●具体的スケジュール(予定)：20年度中に実施要項の作成・公表、入札を実施

4月11日・・・官民競争入札等監理委員会事務局との意見交換(実施要項案の作成開始)

6月～9月・・・実施要項作成、審議

9月下旬・・・官民競争入札等監理委員会に付議、公告

これまでの取組：組織の見直し(1)

【東京国際センター八王子別館】

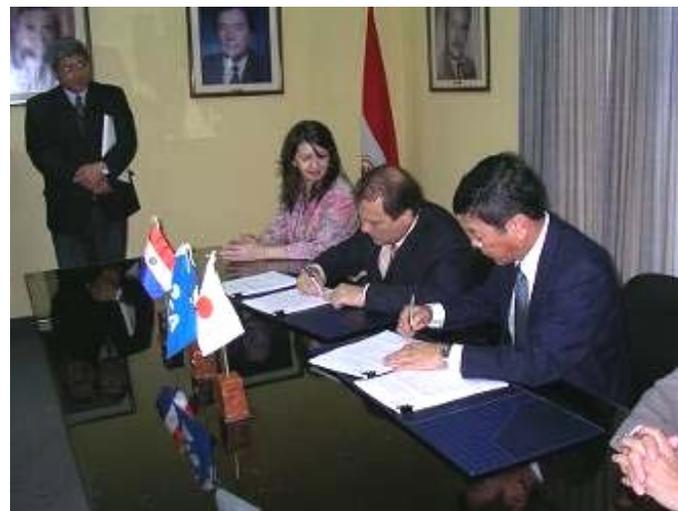
- 処分(入札)に向けて鑑定評価を実施済み。

【ボリビア国農業総合試験場、パラグアイ国農業総合試験場】

- 平成19年11-12月、両試験場の運営に関して、調査団(中間評価)を派遣し、相手国政府側等との協議を実施。
- 平成22年3月の相手国への譲渡に向けて準備中(譲渡後の事業計画の策定等)。



ボリビア農業総合試験場(外観)



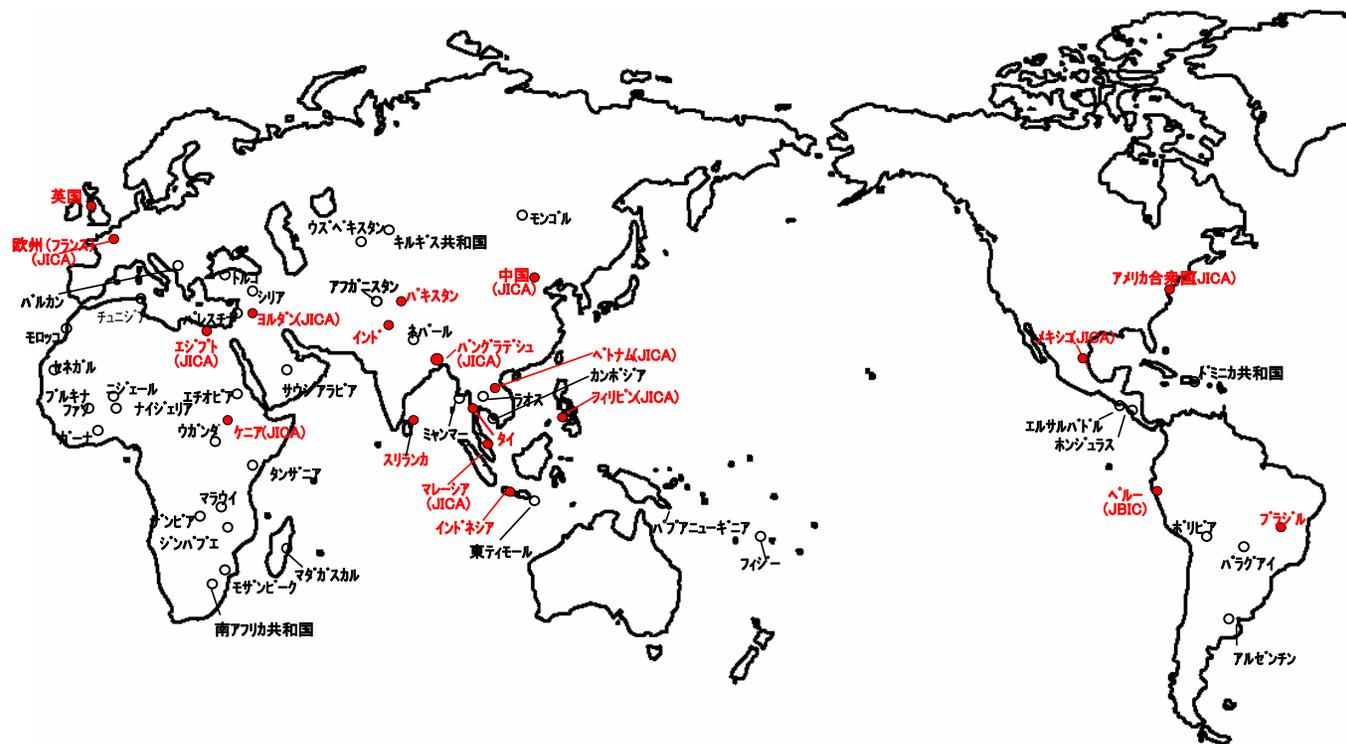
パラグアイ政府機関との合意文書署名

これまでの取組：組織の見直し(2)

【海外のJICA・JBIC19事務所の一本化】

● 情報システム整備、引越準備等の作業を開始。(基本的に現在のJICA又はJBICに一本化。7事務所のみ執務スペースの関係から場所を移転。)

2008年4月10日現在



- 在外事務所(56)
そのうち、
- 統合対象事務所(19)

＜JICAに一本化＞
(11事務所) エジプト、
ヨルダン、ケニア、
バングラデシュ、
マレーシア、ベトナム、
フィリピン、中国、メキ
シコ、アメリカ合衆国、
欧州(フランス)

＜JBICに一本化＞
(1事務所) ペルー

＜移転＞
(7事務所) スリランカ、
パキスタン、インド、イ
ンドネシア、タイ、
ブラジル、英国

これまでの取組：組織の見直し(3)

【広尾センター、箱根研修所】

●広尾センターを含む国内拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者調査*を平成20年3月より実施中。

*コンサルタント5社から(株)日本経営システムが選定され契約済。

<調査目的>

第1期中期目標期間終了時の「組織・業務の見直し」及び「独法整理合理化計画」の指摘を踏まえ、国内施設にかかる効率性分析を行う。

<調査事項>

国際センター、青年海外協力隊訓練所、広尾センター等を対象に、

- ①現状分析(施設、事業実績、事業環境、財務状況、周辺施設状況等)、
- ②効率性分析(施設利用者、宿泊機能、セミナールーム・事務所機能にかかる効率性分析及び、広尾センターについて投資効率性の試算・分析に基づく効率性分析)、
- ③上記を踏まえた課題、改善計画案の整理

●箱根研修所については、利用者の対象拡大等、人事部を中心に具体的に協議中。

これまでの取組：効率化・自律化

【業務運営体制の整備】

- JBIC(海外経済協力部門)との統合を機に、組織・業務の効率化を図る。
 - ★業務面の一体化：3つの援助手法を跨ぎ、援助を機動的かつ迅速に実施。
 - ★組織面の一体化：地域を中心とした体制を確立し、事業を効率的に管理。
 - ★人事・給与制度の一本化：新たな人事制度を構築、組織の一体感を醸成する適材適所の人事配置。

【自己収入の増加】

- 「21世紀東アジア青少年大交流計画」に基づく利用拡大等、国内機関の宿泊施設の有効活用を推進。
 - ★平成19年度受入実績：984人泊。平成20年度も各実施団体へ働きかけを強化。

【保有資産の見直し】

- 保養所(石打、勝浦)：平成19年12月、組合と協議を開始。売却準備を進める。
- 職員住宅：空室状況を踏まえつつ処分を実施中。
 - ★平成19年度実績：5戸。平成20年度に2戸処分見込み。
 - ★残る25戸については、現中期計画期間中(平成23年度まで)に処分予定。